

昭和二十二年法律第八十一号

臨時金利調整法

第一条 この法律において、金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、株式会社日本政策投資会社、商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号又は第二号の事業を行う協同組合連合会その他貯金の受入れ又は資金の融通を業とするものをいう。

この法律において、金利とは、全国各地における金融機関の実際に行う預金又は貯金の利率、定期積金の利回り、指定金銭信託の予定配当率、貸付けの利率、手形の割引率、当座貸越しの利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有価証券の引受け料、戻料その他これらに準ずるものという。

第二条 内閣総理大臣及び財務大臣は、当分の間、経済一般の状況に照らし必要があると認めるとときは、日本銀行政策委員会をして、金融機関の金利の最高限度を定めさせることができ。ただし、金融機関の金利の最高限度が、他の法律に基づき定められる場合は、この限りでない。

内閣総理大臣及び財務大臣は、経済一般の情

況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行政策委員会をして、前項の規定により日本銀行政策委員会が決定した金利の最高限度を変更又は廃止させることができる。変更させたものについても、また、同様とする。

前二項の規定により、日本銀行政策委員会が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金融審議会に諮問しなければならない。

内閣総理大臣及び財務大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行政策委員会をして

金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止させたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第一項、第二項及び前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

第三条 日本銀行政策委員会は、前条第一項又は

第二項の規定により金融機関の金利の最高限度

を定める場合においては、金融機関別に、又、地域別に、これを定めることができる。

第四条 この法律により定められる金融機関の金利の最高限度は、常に一般金融市場の情況に相応するようなものでなければならない。

第五条 この法律により金融機関の金利の最高限度が定められたときは、当該金融機関は、当該金利については、その最高限度を超えて、これを契約し、支払い、又は受領してはならない。

第六条 金融審議会は、日本銀行政策委員会の諮問に応じ、諮詢された事項につき、調査審議を契約し、支払い、又は受領することは、全く自由である。

第七条 附 則 (昭和三十三年七月一日から施行する。)

第八号 (昭和五八年一月二日法律第七

八号) 抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第九号 (昭和二四年五月三一日法律第一

四五年) 抄

この法律は、昭和二十四年六月十五日から施行する。

第十号 (昭和二十四年六月三日法律第一九

一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

第十一号 (昭和二七年七月三一日法律第二

八四号) 抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

第十二号 (昭和二八年八月一七日法律第二

一八六号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和二八年八月一七日から施行する。

第十三条 (昭和二九年六月一五日法律第二

一九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月一日から施行する。

第十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第十六条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第十七条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第十八条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第十九条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十一条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十二条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十三条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十六条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十七条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十八条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第二十九条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十一条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十二条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十三条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十六条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十七条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十八条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第三十九条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十一条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十二条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十三条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十六条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十七条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十八条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第四十九条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十一条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十二条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十三条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十六条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十七条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十八条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第五十九条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十一条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十二条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十三条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十六条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十七条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十八条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第六十九条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第七十条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第七十一条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第七十二条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第七十三条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第七十四条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

第七十五条 (昭和二九年六月三日法律第一

九〇号) 抄

この法律は、昭和二九年六月三日から施行する。

</

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定  
平成十二年七月一日  
**附 則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（处分等に関する経過措置）

**第二百条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第一百一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第二百二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略  
三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

（検討）

**第六十六条** 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行か

らの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融资機能が活用される制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。（会社の長期の事業資金に係る投融资機能の活用）

**第六十七条** 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融资機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融资機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。